

AFTC MOTORCYCLE INFORMATION

モーターサイクル
インフォメーション

特集号

Vol.24

2026年 8月

この資料に関するお問い合わせは… 一般社団法人 自動車公正取引協議会 二輪車業務部

TEL : 03-5511-2113 FAX : 03-5511-2114 Email : nirin-info@aftc.or.jp

コールセンター 050-3649-1322 (受付時間 平日 9:00 ~ 21:00)

01



公取協会員店は、規約に基づく適正な表示を行うことが必要です！

「二輪車公正競争規約」(以下「規約」という)は、消費者に対し、価格や品質等に関する情報を適正に表示するとともに、不当な表示等を禁止することを通じ、バイク業界に対する信頼を確保することを目的として、業界が自主的に設定したバイク販売の際の表示のルールです。

公取協会員店は、規約に基づく適正な表示を推進し、ユーザーが安心してバイクをご購入いただけるよう、以下の取り組みを行ってください。

まずは、会員専用ページにアクセスし、

①と②を必ず実施してください！

<https://mc-member.aftc.or.jp/login.cgi>

① 店頭表示(プライスカード等)のセルフチェックの実施

⇒店頭展示車の表示が規約(ルール)どおりとなっているか確認 [2 ページ]

② 品質評価者講習の受講と「品質評価書」の作成・掲示

⇒中古バイクの品質評価の際に必要な知識・スキルを習得 [3 ページ]

⇒中古バイクの品質評価の実施、展示車への「品質評価書」の作成・掲示

これらの取り組みを継続して実施することが
「適正表示で安心の公取協会員店」につながります！

「公取協会員店」が必ず実施すべきこと

① 「店頭表示(プライスカード等)のセルフチェック」について

展示車の表示が規約(ルール)どおりとなっているか確認するため、定期的(少なくとも年に1回)に、会員店自ら表示内容をチェックする「プライスカード等のセルフチェック」を必ず実施してください。

2025 年度の実施状況：73.9% (6,812 店舗中、5,037 店舗が実施)

※実施期間 2025年10月6日～2026年3月31日まで



店頭表示(展示車のプライスカード)のセルフチェックとは？

- 会員専用ページにアクセスし、簡単な操作で実施できます。
- 会員店自らが定期的にチェックすることで、「気づき」の機会になります。
- 表示もれ(不足)や間違い等があった場合は、すぐに修正等をしてください。

「適正表示で安心の公取協会員店」であるために…

2025 年度から、セルフチェックの結果と実際のプライスカードの表示に相違がないか確認するため、プライスカードの画像も併せて提出していただくこととなり、同チェックを実施した会員店のうち、約 45.1%から提出いただきました。

今後、好事例や留意が必要な表示例を紹介する等、会員店の皆様の適正表示につながるための情報提供を実施いたしますので、画像提出にご協力をお願いいたします。

(プライスカード作成システムの活用方法は 7 ページを参照)



今年度の「店頭表示のセルフチェック」につきましても、すべての会員店で実施していただけるよう、関係各位にもご協力いただき、業界を挙げて取り組んで参ります。

会員店の皆様におかれましては、「お店の安心」につながるセルフチェックの実施について、ご協力いただきますよう、お願いいたします。

なお、今年度は10月頃から実施する予定としておりますので、実施方法等の詳細につきましては、改めてメール等でご案内いたします。

セルフチェックの実施やご不明な点がございましたらコールセンターまでお電話ください

※専用コールセンター 050-3649-1322 (受付時間 平日 9:00 ~ 21:00)

「公取協会員店」が必ず実施すべきこと

② 「品質評価者講習」の受講(資格の取得・更新)

お客様が中古バイクを購入する際の不安感を払拭し、安心してバイク選びをしていただくため、「品質評価者」の資格を有するスタッフが、中古バイクの状態をチェック、その結果を基に「品質評価書」を作成し、店頭展示車に表示(掲示)することが必要です。

2025年度の「品質評価者講習」の実施により、6,812 店中、5,883 店(86%)に品質評価者が在籍しています。

また、更新対象者の 95%(2,897 名)の方が資格を更新しました。



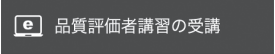
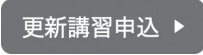
品質評価者とは？

- 「品質評価者講習」を受講することにより、個人に付与される資格で、中古車を展示・販売する店舗への配置が義務付けられています。
- 資格を取得・更新された方には、「品質評価者証」を交付します。
- 資格の有効期限は3年間で、有効期限が切れる年度に「更新講習」を受講して資格を更新する必要があります。

★ 2026年度の「品質評価者講習」は、6/22(月)に開始いたしました。

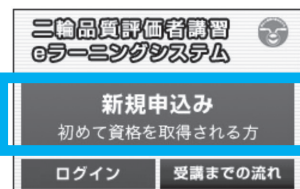
更新・新規講習のお申し込み方法

更新

会員専用ページ内の、 をクリックし、更新対象者に表示されている、 をクリックしてください。

新規

当協議会のトップページ内にあるバナーよりお申し込みいただくことができます。
(会員専用ページ内からもお申し込みいただけます。)



※自店の品質評価者の在籍状況や有効期限の情報は「会員専用ページ」でご確認いただけます。

「公取協二輪会員専用ページへの利用登録がお済みでない」「会員番号がわからない」等、ご不明な点やご質問がございましたら、コールセンターまでお電話ください
※専用コールセンター 050-3649-1322 (受付時間 平日 9:00 ~ 21:00)

02



積極的に適正表示を実施している会員店 を「品質評価実施店」に選定しています！

公取協は、店頭表示のセルフチェックや品質評価者講習の受講等を実施した会員店を、**「品質評価実施店」**に選定しています。

2025年度は、公取協会員6,812 店中、4,898 店(71.9%)が「品質評価実施店」に選定されています。 ※毎年10月頃に選定します

**「品質評価実施店」に選定されるためには、
次の ①～③ を実施することが必要です！**

①セルフチェックの実施・報告（規約に基づく適正な表示を行っていることの確認）

②「品質評価者」が在籍している ③所属団体・担当販社の推薦を得る

※ すでに「品質評価実施店」に選定されている会員店につきましても、上記①～③を実施しないと、選定から外れてしまいますので、毎年、必ず実施してください



「品質評価実施店」ステッカー

★このマークが「品質評価実施店」の目印です

★新たに選定された「品質評価実施店」には、ステッカーを配布しています

★バイクユーザーが品質評価実施店を検索できるようにするため、「品質評価実施店」専用のページも公開しています！

https://www.aftc.or.jp/mc_search/

「バイクの購入は安心の『品質評価実施店』で」と題したPR活動を行っています

YouTube 動画(30秒と6秒)を作成、バイクに興味・関心のある方に向け配信する等、動画や公取協ホームページを活用したPR活動を実施しています。
(2025年度は 30秒 153万回、6秒は 928万回再生されました。)

30 秒動画

<https://www.youtube.com/watch?v=YnHDHMnIDd8>





「新基準原付」等に関する表示方法 (表示基準)をとりました！

当協議会は、第一種原動機付自転車（原付一種）に新たな区分として追加された車両（「総排気量 50cc 超 125cc 以下、かつ、最高出力 4.0kW 以下」の車両（以下、「新基準原付」という。）」について、消費者への適正な情報提供を行うとともに、不当表示を未然に防止するとの観点から、「新基準原付」と「原付二種」の違いを明確にして広告・展示するための表示方法（表示基準）を策定いたしました。

会員店の皆様におかれましては、「新基準原付」と「原付二種」を展示・販売する場合は、本表示方法（表示基準）に基づき、消費者にわかりやすい、適切な表示を行われますよう、お願いいたします。

<「新基準原付」を広告、展示する際の表示方法（表示基準）>

ポイント！

「新基準原付」と「原付二種」との違いを明確にするため、以下の内容を明瞭に表示すること

- ①車両区分（「新基準原付」である旨） ②総排気量 ③最高出力
- ④運転免許区分（「原動機付自転車免許」以上の二輪免許、もしくは、四輪の「普通自動車免許」で運転できる」旨） ⑤「交通ルールは原付一種と同じである」旨

< 新 車 >

NEW 新車	車名 チヨダAX-Base	車台番号 AX-12345
主な仕様・特徴 125cc 最高出力4kW	モデルイヤー 2025年	製造国 日本
現金販売価格（消費税込）※保険料、税金（消費税を除く）、登録に伴う費用等は含まれておりません。		
②総排気量 ③最高出力		保証付 24ヶ月（総走行距離無制限）
①「新基準原付」である旨		
¥270,000		
④運転免許区分 ⑤「交通ルールは原付一種と同じである」旨		
※「原付免許」以上の二輪免許、もしくは、四輪の「普通免許」で運転可能です ※交通ルールは原付一種と同様です		
公取モータース		

< 中 古 車 >

USED 中古車	車名 チヨダAX-Base	車台番号 AX-12345	初年度登録（届出）年 2025年
使用歴／主な仕様 125cc 最高出力4kW	モデルイヤー 2025年	製造国 日本	
現金販売価格（消費税込）※保険料、税金（消費税を除く）、登録に伴う費用等は含まれておりません。			
②総排気量 ③最高出力		保証付 3ヶ月又は3000km	
①「新基準原付」である旨			
④運転免許区分 ⑤「交通ルールは原付一種と同じである」旨			
車検（自賠責）の有効期限	2026年10月	走行距離数	200km
メインフレームの修理・交換	無	定期点検整備	無
※「原付免許」以上の二輪免許、もしくは、四輪の「普通免許」で運転可能です ※交通ルールは原付一種と同様です			
公取モータース			

ポイント！

車両や運転免許の区分等について誤解される、また、そのおそれのある表示や説明等は行わないこと

例えば、「新基準原付」の購入を希望する「原付免許」所持者に対し、（排気量の同じ）「原付二種」も運転できる、または、運転できるかのように説明をすること 等

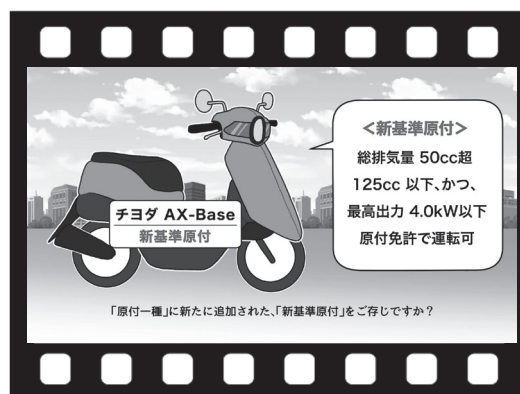
表示方法（表示基準）等の詳細につきましては、以下をご確認ください。

https://www.aftc.or.jp/content/files/mc/download/aftc_info/aftc_mc_info_2025.2.26_sns.pdf

新基準原付に関する PR 動画をダウンロードできます (YouTube でも公開中!)

新基準原付と原付二種との違い等について PR するための、30 秒と 6 秒の動画を作成し、YouTube で公開しています。

会員店の皆様にも自社のホームページや PR 等でご活用いただけますようご用意いたしましたので、下記よりダウンロードの上、ご利用ください。



<https://www.aftc.or.jp/mc/download/202604-AFTC2-sinkijundouga.zip>

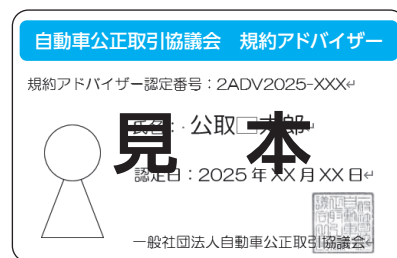
04 規約アドバイザーによる訪問活動を引き続き実施します！

当協議会は、会員専用ページを活用した規約（表示のルール）の普及活動等を推進しておりますが、並行して、「規約アドバイザー制度」を新設し、会員店を訪問、セルフチェックの実施や品質評価講習の受講等について直接アドバイスを行う等、きめ細やかな規約の普及活動を実施しています。

2025 年度の訪問活動では、関係団体の協力を得て、4 地区（大阪、千葉、東京、栃木）45 店舗を訪問、フォロー活動を実施しており、2026年度も継続して実施いたします。

■ 規約アドバイザーが会員店を訪問した際に実施する活動は次の通りです。

1. 規約（表示のルール）遵守の取り組みに関するご説明
2. 会員専用ページを活用した規約普及活動（会員専用ページへの利用登録、店頭表示のセルフチェックの実施、品質評価者講習の申し込み・受講）に関するアドバイス



※アドバイザー証見本

【訪問した会員店からは、以下のような声をいただいております】

パソコンの操作に不安があったため、会員専用ページへの登録等ができていなかったが、アドバイザーの方に操作方法等についてサポートいただき、会員登録、セルフチェックの実施、品質評価者講習の申し込みもできるようになった。今後、積極的に活用したい。

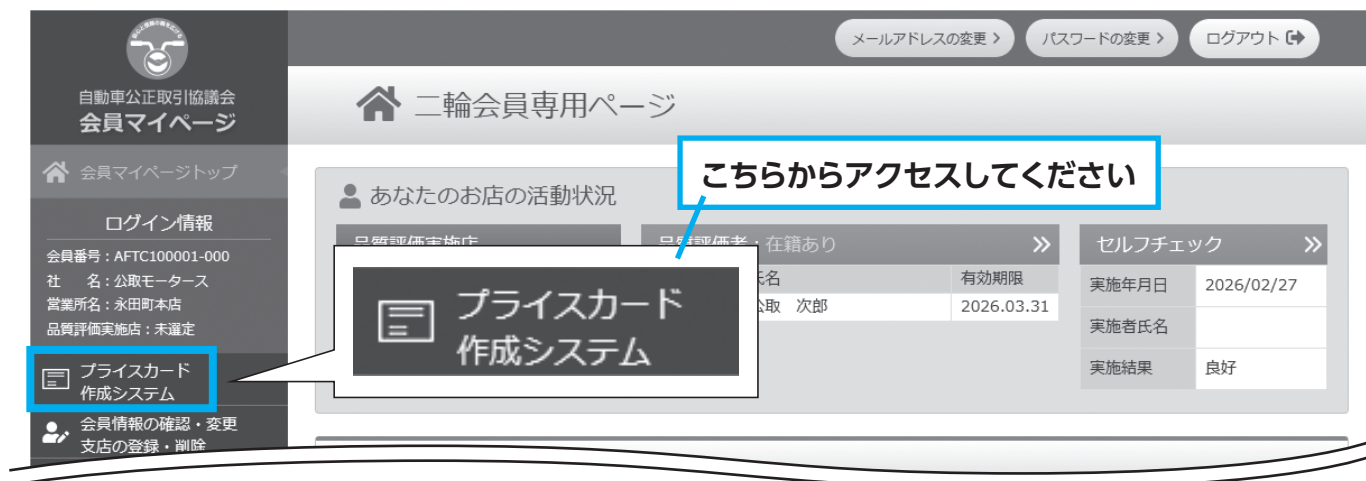
⇒アドバイザーより、操作方法や、問い合わせ先（コールセンター）をご案内いただきました

当協議会は、今後も関係各位の協力を得て、規約アドバイザーによる訪問活動をさらに拡大、実施してまいりますので、会員店の皆様におかれましては、規約アドバイザーが訪問した際は、活動にご協力いただくとともに、ご質問等ございましたら、お気軽にお問合せください。



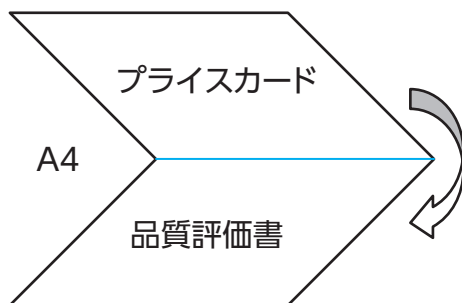
プライスカード作成システムを積極的 にご活用ください！

「プライスカード作成システム」を利用すれば、表示もれない規約に基づくプライスカードを作成することができます。二輪会員専用ページにアクセスし、是非ご活用ください。



プライスカード作成システムで できること

- ・ルール（規約）に基づくプライスカード（新車・中古車）が作成できます
- ・品質評価書も作成できます
- ・（中古車）A4 片面にプライスカードと品質評価書を印刷し、2つ折りにすることで、コンパクトに掲示することができます



実際の操作画面



会員専用ページへのログイン方法等、ご不明な点がございましたらコールセンターまでお電話ください
※専用コールセンター 050-3649-1322 (受付時間 平日 9:00 ~ 21:00)



会員専用ページから、住所等の登録情報のご確認をお願いします！

当協議会は、各種ご案内を、会員専用ページにご登録いただいている本社・各支店、品質評価者宛にお送りしております。

会員専用ページにご登録いただいた内容を定期的にご確認いただき、店舗等の情報（住所、メールアドレス、支店開設・閉店等）に変更等がございましたら、情報を更新していただきますよう、お願いいたします。

※ 本社機能のみで、二輪車のお取り扱いのない店舗がございましたら、コールセンター（ページ下部記載）までお知らせください

また、既に、店舗に登録している品質評価者が所属していない場合（退職等）は、お手数ではございますが、二輪車業務部、またはコールセンター（ページ下部記載）までご連絡をお願いいたします。

品質評価者の確認・移籍

品質評価者一覧（法人内の全評価者一覧）

評価者情報	更新対象	査定士番号	氏名	有効期限	初回認定日	支店・営業所
開く ▶				2027.03.31		
開く ▶				2027.03.31		
開く ▶				2028.03.31		
開く ▶				2027.03.31		
開く ▶				2029.03.31		
開く ▶				2029.03.31		
開く ▶				2029.03.31		
開く ▶				2029.03.31		
開く ▶				2028.03.31		
開く ▶				2027.03.31		
開く ▶				2028.03.31		

**会員情報の確認・変更
支店の登録・削除**

操作方法等、ご不明な点がございましたらコールセンターまでお電話ください

※ 専用コールセンター 050-3649-1322 （受付時間 平日 9:00 ～ 21:00）